

# 福北リムジンバス代替交通運行事業者募集要項

北九州空港利用促進協議会

## 1 趣旨

北九州空港利用促進協議会（以下、「協議会」という。）では、早朝・深夜時間帯に福岡都市圏と北九州空港を結ぶ高速バス（以下、「福北リムジンバス」という。）を1日最大4便運行していますが、そのうち、スターフライヤー93便と接続する博多・天神行き1便について、現在の運行事業者による運行継続が困難となったため、その代替交通手段を確保する必要があります。

この要項は、福北リムジンバスの代替交通としての乗合タクシー運行事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者（以下、「運行事業者」という。）の選定にあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な事業者を本事業の優先交渉権者として選定することを目的として、応募方法や審査方法、その他必要な事項を定めるものです。

なお、本事業は福岡県の令和7年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、本事業を実施しない、または一部変更して実施することがあります。

## 2 実施主体

北九州空港利用促進協議会

## 3 予算上限額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

15,207千円（令和7年度）

※この金額は予定価格ではなく、本事業全体の規模を提示するものです。

## 4 事業内容

現在運行中の福北リムジンバスのうち、スターフライヤー93便に接続する博多・天神行き1便の減便後、代替交通としての乗合タクシーを運行するものです。

協議会は、以下の「運行内容に関する事項」をすべて満たした運行の実績に応じて、運行事業者に対し（4）に定める補助金額を支払うものとします。

### （1）運行内容に関する事項

#### ① 補助の対象となる運行期間

令和7年8月1日（金）から令和8年3月31日（火）まで（予定）

#### ② 停留所及び運行時刻

現在運行中の福北リムジンバスと同様に、スターフライヤー93便の到着15分後に出発するものとします。

運行経路は、北九州空港を始点とし、下記の停留所を経由した上で、天神高速バスターミナル前1Cを終点とします。

なお、下記ダイヤは、令和7年10月25日（土）までのものであり、令和7年10月26日（日）以降は、スターフライヤー93便の運航ダイヤを踏まえて変更の可能性があります。

| 乗車のみ  | 降車のみ  |      |                |             |      |           |                    |
|-------|-------|------|----------------|-------------|------|-----------|--------------------|
| 北九州空港 | 直方PA  | 若宮IC | 上の府太郎丸<br>(新宮) | 御幸町<br>(香椎) | 呉服町  | 博多駅前<br>A | 天神高速<br>バスターミナル前1C |
| 23:25 | 23:58 | 0:06 | 0:23           | 0:35        | 0:53 | 0:58      | 1:10               |

### ③ 運休の判断

運行事業者は、以下の場合には運行を取り止めることができますこととします。

- ア 北九州空港が閉鎖された場合
- イ スターフライヤー93 便のダイヤ申請がなく、欠航が明らかな場合
- ウ 突然の天候不良や機材繰り等により、ダイヤ申請があったにもかかわらずスターフライヤー93 便が欠航した場合
- エ 北九州空港からの乗車がない場合

### ④ 運行車両

運行車両は、以下の条件をすべて満たすものとします。ただし、車両点検時等においては、事前に協議会へ届け出て他の車両を使用することも可能とします。

- ・車両タイプ : ジャンボタクシー
- ・台数 : ②の運行が可能な台数（予備車を含む）
- ・座席 : 定員9名程度（運転席・補助席を除く）
- ・手荷物収納場所 : スーツケース等を収納できるスペースを備えること

### ⑤ 事前予約

利用者による事前予約は不要とします。なお、運行期間中に事前予約制へ変更する場合、協議会と運行事業者が別途協議の上決定することとします。

### ⑥ 定員を超える利用者が発生した場合の対応

車両の定員を超える利用者が発生した場合、以下の事項に基づき、運行事業者の責任において追加輸送を行うための一般乗合旅客自動車等（以下、「追加車両」という。）の借上げを行い、利用者の使用に供さなければならないこととします。

- ・借上料は、九州運輸局長の認可を受け、または九州運輸局長に届出をした料金とする。
- ・追加車両の供用は、運行事業者が発行するチケットにより行うこととし、それ以外については、協議会は支払義務を負わない。
- ・運行事業者は、追加車両に乗車した利用者から（2）①に定める運賃を収受する。
- ・運行事業者は、借上料の精算にあたり、追加車両に乗車した利用者から収受した運賃を借上料から控除し、協議会に請求する。

### ⑦ 運行形態

運行期間の開始までに道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送許可を取得することが必要です。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担するものとします。

### ⑧ 管理体制

車両等の整備管理体制、事故発生時等緊急時の処理体制、利用者からの問い合わせ・苦情処理体制が確立されているとともに、運行事業者の責任により利用者その他の者が損害を受けた場合に損害を賠償するための措置が講じられていることが必要です。

## (2) 運賃に関する事項

### ① 運賃設定

2,000円を基本運賃とし、小児及び障がい者割引対象者はその半額とします。

### ② 運賃收受の方法

運賃收受の方法は、現在運行中の福北リムジンバスと同様に、現金または交通系ICカードによるものとし、それ以外の收受方法については制限しません。

### (3) 情報提供サービスに関する事項

利用者の利便性向上を図るため、運行ダイヤや運賃、運休等の情報についてホームページ等で情報提供を行うものとします。また、可能な限り利用者からの質問・照会への対応、発着地からの乗換案内等の情報提供を行うものとします。

### (4) 運行事業者に対する補助

協議会から運行事業者に対する補助の金額は、運行経費から運賃収入を差し引いた金額とし、協議会の予算の範囲内で支出することとします。

## 5 企画提案

### (1) 応募資格

応募者は、以下の条件をすべて満たす者としてします。

- 道路運送法第4条の規定に基づき、本事業の遂行に必要な一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- 一般乗合旅客自動車運送事業者であって、本要項に定める条件による事業実施が可能であること。また、運行事業者に選定された後、速やかに道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送許可を取得することが可能であること。  
なお、複数事業者共同による提案（共同運行）も可能とする。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）の規定（契約を締結する能力を有しない者等）に該当しないこと。
- 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第2号の規定（暴力団員）に該当しないこと。
- 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号または第2号の規定（暴力団又は暴力団員）に該当する者と密接な関係を有しないこと。
- 本事業終了後も、同路線の運行の継続を希望していること。

### (2) 企画提案書の提出

下記のとおり企画提案書を提出してください。

#### ① 提出方法

郵送、持参または電子メールにより提出してください。

#### ② 提出先

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園 7-7

福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課内

北九州空港利用促進協議会事務局 宛

kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp

### ③ 受付期間

令和7年6月20日（金）から6月30日（月）午後5時まで

※郵送の場合は6月30日（月）必着で送付してください。

※持参の場合は平日午前9時から午後5時までに持参してください。

※受付期間終了後の企画提案書の修正・差替え・再提出はできません。

### ④ 提出部数

企画提案応募書（様式1） 1部

企画提案書（A4判、片面印刷） 6部（※電子メールによる提出の場合は1部で可）

### ⑤ 企画提案に関する質問

企画提案に関する質問のある場合は、質問書（様式任意）を提出してください。

#### • 提出方法

郵送、持参または電子メールにより提出してください。

#### • 提出先

②と同じ

#### • 受付期間

令和7年6月20日（金）から6月23日（月）午後5時まで

※郵送の場合は6月23日（月）必着で送付してください。

※持参の場合は平日午前9時から午後5時までに持参してください。

#### • 質問及び回答の公表

公正を期すため、質疑及び回答については、令和7年6月26日（木）までに本募集要項を掲載しているホームページに掲載します。ただし、質問または回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する場合があります。

## (3) 企画提案内容等

### ① 提出書類

| 書類名           | 記載項目   | 様式   |
|---------------|--|------|
| ア 企画提案書表紙     |  | 表紙様式 |
| イ 管理体制        | ・運行管理体制<br>・整備管理体制<br>・緊急時処理体制<br>・問い合わせ、苦情処理体制<br>・旅客その他の者の損害を賠償するための措置 | 様式2  |
| ウ 旅客運送に関する実績  | ・令和6年度旅客運送実績（一般乗合、一般乗用）<br>・主な公共事業受託実績                                   | 様式3  |
| エ 施設概要        | ・営業所の位置、名称及び規模<br>・自動車車庫の位置及び収容能力  | 様式4  |
| オ 運行内容に関する事項  | ・運行車両（車種・座席数・手荷物収納場所等）<br>・運賃の收受方法                                       | 様式5  |
| カ 令和7年度路線収支計画 | ・令和7年度の路線収支計画  | 様式6  |
| キ その他の提案      | ・その他独自の提案  | 様式7  |

### ② 作成要領

#### ア 企画提案書表紙

必要事項を記入し、押印すること。

#### イ 管理体制（様式2）

- 運行管理体制
- 整備管理体制（車両等の整備に関する体制を記入すること）
- 緊急時処理体制（事故処理と運行回復に対応する体制を記入すること）
- 問い合わせ、苦情処理体制（苦情への対応と運行への反映のための体制を記入すること）
- 事故発生時における旅客その他の者の損害を賠償するための措置

#### ウ 旅客運送に関する実績（様式3）

- 令和6年度一般乗合旅客運送実績
- 令和6年度一般乗用旅客運送実績
- 主な公共事業受託実績

#### エ 本事業に係る施設の概要（様式4）

- 営業所の位置、名称及び規模
- 自動車車庫の位置及び収容能力

#### オ 運行内容に関する事項（様式5）

##### <運行車両>

- 車種・諸元
- 本事業で使用する車両の台数
- 座席数（運転席・補助席を除く）
- 手荷物収納場所に関する事項（スーツケース等の保管場所について）
- その他、運行車両に関する事項で利用者利便性・快適性を高める事項

##### <運賃>

- 運賃の收受方法

#### カ 令和7年度路線収支計画（様式6） ※任意様式による提出も可

本事業に係る路線収支計画について、収入と支出に分けて積算を示すとともに、収支差額についても示すこと。

なお、支出については以下の項目別に示し、各項目について、運行期間中に約250回運行することを目安として、運行1回あたりの費用が分かるようにすること。

- 人件費
- 燃料油脂費
- 減価償却費
- 車両リース費
- 公租公課（自動車税）
- 保険料（利用者の損害を賠償するための保険料、損害保険料）
- 有料道路使用料
- その他の運送関係経費
- 一般管理費

#### キ その他の提案（様式7）

その他、協議会の予算を伴わない独自の提案で、本要項に定めた事項以外に利用者の利便性・快適性や本事業の認知度を高める提案等があれば記載すること。

### ③ 企画提案書の内容確認

提案書類の記載の内容について、協議会から質問・確認等をする場合があります。

## 6 企画提案書の審査

### (1) 審査方法

協議会が設ける審査委員会において、企画提案書の内容を厳正に審査し、本事業にかかる優先交渉権者を選定します。

### (2) 審査項目

別紙「採点票」に基づき審査します。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者、次点交渉権者、その他の3区分とし、いずれかを書面にて通知します（獲得点数については通知しません）。

## 7 協定の締結

### (1) 協定の締結

6の審査により選定された優先交渉権者は、協議会と協議のうえ協定を締結するものとします。なお、優先交渉権者から辞退の申し出があった場合等、優先交渉権者と協議会が協定を締結できない状況となった場合には、次点交渉権者と協議を行い、協定を締結するものとします。

### (2) 協議事項

本事業の実施に関し疑義がある場合は、協議会と運行事業者で協議のうえ決定するものとします。

### (3) 運行を終了する場合の意思表示

運行開始後、運行事業者がやむを得ない理由で運行を終了する場合は、運行を終了する日の6か月前までに協議会に対して通知を行うこととします。

## 8 補助金の支払い等

### (1) 補助金の額

協議会の令和7年度予算の範囲内であり、かつ、4の(4)で算出した金額を上限とします。

### (2) 運賃収入の取扱

運賃収入は、運行事業者の収入とします。

### (3) 補助金の精算

以下の金額は補助金から控除するものとし、四半期ごとに精算を行います。

- 運賃収入
- 4の(1)③アまたはイにより運休した場合における、「乗務員人件費」、「その他運送経費」、「一般管理費」、「燃料油脂費」及び「有料道路使用料」
- 4の(1)③ウまたはエにより運休した場合における「燃料油脂費」及び「有料道路使用料」

### (4) 補助金の支払い

協議会は、運行事業者からの実績報告の内容を検査し、四半期ごとに(3)による精算後の金額を支払います。

### (5) 運行実績・利用者数の報告

運行事業者は、協議会に対し、毎月の運行実績及び利用者数を翌月20日までに報告することとします。

### (6) 帳簿等の保存

運行事業者は、本事業に関する帳簿等の書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度

から3年間保管しておくこととします。

#### (7) 調査・聞き取り

協議会は、必要に応じて運行事業者に対し、本事業に関する調査・聞き取りを行うことができることとします。

#### 9 スケジュール

スケジュールの目安は以下のとおりです。

|              |   |
|--------------|---|
| 令和7年6月30日(月) | 企画提案書締切                                   |
| 令和7年7月上旬     | 審査委員会開催                                   |
| 令和7年7月上旬     | 優先交渉権者、次点交渉権者選定                           |
| 令和7年7月中旬     | 協議会と優先交渉権者による協議<br>(協議が整わない場合は次点交渉権者との協議) |
| 令和7年7月中旬     | 協定締結                                      |
| 令和7年8月1日     | 運行開始                                      |

#### 10 その他

- 企画提案書の作成、応募等に要する費用は、応募者の負担とします。
- 提出された書類等は返却しません。
- 提出された書類等は、提案者に無断で本事業の審査以外に使用することはありません。

#### 11 本事業に関する問い合わせ先

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園7-7

福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課内

北九州空港利用促進協議会事務局 宛

kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp